

令和3年度

業務設計書（公示用）

役務名 三里川河道計画検討業務

札幌市下水道河川局事業推進部

三里川河道計画検討業務

仕 様 書

1 業務の目的

本業務は、三里川の治水安全度の向上を行うことを目的として、高水流出解析を行い、計画高水位、法線、川幅、縦横断形状の検討や、河道拡幅、河道掘削、遊水池等の河道計画の検討を行うものである。また、河川整備に係る経済効果を把握するため、治水経済調査を行う。

2 業務の概要

河道計画	一式
高水流出解析	一式
治水経済調査	一式

3 履行場所

三里川（札幌市白石区流通センター3丁目～清田区里塚1条2丁目）
（別紙位置図のとおり）

4 仕様書等

契約約款および本仕様書に記載されていない事項については、担当職員の指示によるほか、以下の仕様書等に準じること。

- 札幌市土木設計業務共通仕様書
- 『中小河川に関する河道計画の技術基準について』（平成22年8月9日付け通知）

5 提出書類

受託者は、契約締結後に、以下の関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

- 業務着手届
- 主任技術者等指名通知書
- 業務工程表
- 業務計画書

6 TECRIS 登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により担当職員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「履行期間」「技術者（主任設計者、照査技術者等）」の変更）時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内

に、完了時は完了検査合格後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、担当職員が記名・押印した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに担当職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

7 主任技術者等

本業務の実施に当たり、受託者は以下の主任技術者等を定め、委託者に通知しなければならない。

なお、照査技術者以外は、一人で複数兼ねることができる。

(1) 主任設計者

主任設計者は、契約図書に基づき設計業務に関する技術上の管理を行うものとする。

主任設計者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する技術部門に属する選択科目）又は業務に該当する技術部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネジャー（以下「RC CM」という。）の資格保有者（業務に該当する技術士の技術部門に準拠）でなければならない。

この他の詳細については、札幌市設計業務共通仕様書によるものとする。

(2) 照査技術者

受託者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する技術部門に属する選択科目）又は業務に該当する技術部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRC CMの資格保有者（業務に該当する技術士の技術部門に準拠）でなければならない。

この他の詳細については、札幌市設計業務共通仕様書によるものとする。

8 業務打合せ

打合せ回数は、①業務着手時、②中間時、③成果品納入時とし、主任技術者が立ち会うこと。中間打合せ回数は3回とする。

9 業務内容

【河道計画】

No.	工種	種別	条件
1	計画準備	-	河川延長 5 km～10km 未満
2	現地調査	-	河川延長 5 km～10km 未満
3	現況河道解析	-	河川延長 5 km～10km 未満
4	計画平面形状の検討	-	河川延長 5 km～10km 未満
5	計画高水位・計画縦断形の検討	-	河川延長 5 km～10km 未満
6	計画横断形状の検討	-	河川延長 5 km～10km 未満
7	計画施設などの水理検討	-	河川延長 5 km～10km 未満
8	全体計画の事業費・数量の算出	-	河川延長 5 km～10km 未満
9	報告書の作成	-	河川延長 5 km～10km 未満

【高水流出解析】

No.	工種	種別	条件
1	平均雨量強度の算出	ラショナル法	計算地点 7～10 未満
2	流域・河道の分割	ラショナル法	流域面積 7 km ² ～30 km ² 未満
3	流出係数・到達時間の検討	ラショナル法	計算地点 7～10 未満
4	計画高水量の決定	ラショナル法	決定地点数 7～8 地点
5	報告書の作成	-	流域面積 7 km ² ～30 km ² 未満

【治水経済調査】

No.	工種	種別	条件
1	河道データの作成	-	氾濫計算河道延長 4km 以上 7km 未満
2	氾濫原データの作成	-	想定氾濫面積 10km ² 未満
3	対象流量の算出	-	対象河川数 1～2 河川
4	対象利点の地点ハイドロの設定	-	想定氾濫面積 10km ² 未満
5	氾濫水理モデルの設定および検証	-	想定氾濫面積 10km ² 未満
6	氾濫計算(拡散型 二次元不定流)	-	氾濫計算河道延長 4km 以上 7km 未満
7	洪水浸水想定区域図作成	-	想定氾濫面積 10km ² 未満
8	氾濫区域内資産調査	-	氾濫面積 0～1km ²
9	治水経済効果の検討	-	氾濫面積 0～1km ²
10	報告書の作成	-	氾濫面積 0～1km ²

10 納入成果品

成果を取りまとめ、製本1部・電子データ1部を提出すること。

※電子媒体による成果品の納入について

受注者において、必要なハード及びソフト環境の整備が可能な場合に適用する。

図面をCADで作成した場合は担当職員と協議の上、図面と併せて電子媒体（CD-Rなど）によるものも納入すること。

使用ソフトは受注者が使用しているソフトとするが、データの出力は広く一般に使用されている形式（拡張子 dwg、dxf、pdf など）で行うこと。

11 環境配慮

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- ①電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- ②ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ③両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ④自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ⑤業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- ⑥業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

12 その他

本業務の履行期間は契約に示す着手の日から令和4年3月25日までとする。

13 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

業 務 着 手 届

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住所)

受託者

(氏名)

印

下記業務（役務）は 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

様式5 主任技術者等指定通知書（役務用）

<h2 style="margin: 0;">主任技術者等指定通知書</h2>		
年 月 日		
札幌市長 秋元 克広 様		
(住所)		
受託者		
(氏名)		
印		
役務番号	役務の名称	
上記業務（役務）に係る主任技術者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。		
区 分	氏 名	備 考

- 「区分」欄には、業務内容に応じ「主任技術者」、「主任設計者」、「照査技術者」等と、それぞれ記載すること。
- 共同企業体の場合は、各技術者等の所属会社名を「備考」欄に記載すること。
- 技術者等と請負人との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

(別紙) 技術者経歴書 (役務用)

※ 主任技術者 主任設計者 主任監理者 設備資格者 照査技術者				経歴書
現住所				
氏名			生年月日	年 月 日
最終学歴	卒業年月	学校名		専攻学科
	年 月			
職歴	年 月	入社 (年 月退職)		
	年 月	入社		
技術資格	年 月			取得No.
	年 月			取得No.
主要業務経歴	業 務 名		受託金額 (千円)	履行期間
	直前1年分			年 月 年 月
				年 月 年 月
	直前2年分			年 月 年 月
				年 月 年 月
	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名 (印)			

注1) ※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。

注2) 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

業務日程表

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住 所)

受託者

(氏 名)

印

下記業務（役務）について、別紙日程をもって履行します。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

3 履行期間 着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

